学校いじめ防止基本方針

令和8年４月1日

北上市立黒沢尻北小学校

学校いじめ防止基本方針

令和８年４月１日

黒沢尻北小学校

Ⅰ　いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

1　いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、児童の心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす深刻な問題である。いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童が意欲をもって生き生きとした学校生活を送れるようにいじめ防止に向けて、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための基本的方針を定める。

2　いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。　【いじめ防止対策推進法第２条】

※「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正にいじめ防止委員会で判断する。

3　いじめの基本認識

本校は、すべての児童及び教職員･保護者が「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち､いじめ防止のための対策を以下の理念の基に定める。

〇いじめは決して許されない行為であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。

〇いじめを受けている児童をしっかり守る。

〇いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

〇保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を行う。

Ⅱ　いじめ未然防止のための取り組み

1　教職員による指導について

いじめ問題への対応は、いじめを起こさないための予防的取り組みが最も大事であると考える。

（１）学級や学年、学校が児童の心の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。

（２）自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

（３）すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。

（４）児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

（５）いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、全校朝会等で適宜講話をする。

（６）学級活動や児童会活動を充実させ、自己有用感や自己肯定感を育む。

（7）児童会を中心に児童間の言葉や行動の問題に取り組み、穏やかな人間関係を築く態度を育てる。

（８）保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図り、学校いじめ防止基本方針等の周知、定

期的な保護者懇談会を実施する。

（９）特に配慮が必要な児童（発達障がい、帰国子女、性同一性障がい、東日本大震災被災　等）については、日常的に、その児童の特性を踏まえて適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

（10）感染症に罹患することは誰にでも起こり得ることであり、罹患した児童及びその家族等への差別や偏見は絶対にあってはいけないということを理解させるような日常の指導の充実を図る。

2　いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめを未然に防止し、早期に発見するための「いじめ防止委員会」を設置する。

（１）構成員

校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、研究主任、学年主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係教諭

（２）取り組み内容

・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
・年間指導計画の作成
・校内研修会の企画・立案
・調査結果、報告等の情報の整理・分析
・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
・要配慮児童（発達障がい、帰国子女、性同一性障がい、東日本大震災被災等）への支援方針の決定

（３）開催日

毎月、運営委員会後に設定する。

3　家庭・地域との連携

（１）学校いじめ防止基本方針を入学前に入学児童保護者に説明する。また、各年度始めに、学年段階に応じて児童に説明するとともに、PTA 総会において保護者に説明する。

（２）PTA の各種会議でいじめの実態や指導方針について説明を行う。

（３）いじめ防止の取り組みについて、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

（４）授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

Ⅲ　いじめ早期発見のための取り組み

1　いじめ早期発見のために

児童の言動に留意するとともに､いじめのサインを見逃すことなく発見し､早期に対応する。

（１）　いじめ行為を直接発見した場合は、その行為を直ぐに止めさせるとともに、いじめられている児童や通報した児童の安全を確保する。｢いじめ問題に対する早期対応｣により速やかに報告し、事実確認をする。

（２）　いじめられている児童、いじめている児童、教室、家庭での言動を注視する。

（３）　定期的なアンケートの実施

（４）　学校全体で情報の共有を図り組織的に対応する。

2　いじめアンケートおよび教育相談の実施

いじめを早期発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

（１）児童・保護者を対象としたアンケート調査及び結果分析（６月、１１月）

（２）アンケート調査結果を基にした全児童と面談、必要に応じて保護者からの聞き取り、教育相談（６月、１１月）

（３）日記、連絡ノート等における記録からの情報収集

（４）家庭訪問、保護者面談等における教育相談の実施

（5）アンケートの結果を6年保存とする。
（但し、「なし」と答えたものは、1年間のみの保存とする。）

3　相談窓口の設置

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

〇日常のいじめ相談（児童及び保護者）……………………全教職員が対応（その後、生徒指導主事に報告）
〇スクールカウンセラーへの相談 ……………………………生徒指導主事
〇地域からのいじめ相談 …………………………………………副校長、生徒指導主事
〇インターネットを通じて行われるいじめ相談 ……学校または所轄警察署

Ⅳ　いじめ問題に対する早期対応

1　いじめに対する措置の基本的な考え方

（1）いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
（2）いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
（3）いじめの解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
（4）教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2　いじめの発見・通報を受けたときの対応

（1）いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、担任はその場にいた児童に話を聞き事実関係を明らかにする。担任が不在の場合は関係職員が聞き取りを行う。
（2）いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに副校長がいじめ防止委員会を招集・開催し、校長以下全ての職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
（3）いじめ防止委員会は配慮が必要な児童かどうか確認し、必要に応じた配慮の下、児童支援の方策を協議する
（4）いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
（5）担任は、関係者からの情報収集を綿密に行い事実を時系列で記録に残す。把握すべき情報は、「加害者と被害者の確認、時間と場所の確認、内容、背景と要因、いじめの期間」を重点に行う。
（6）いじめの事実が確認された場合にはいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
（7）いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要がある
と認められたときには、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

（8）いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
（9）教育上必要があると認めるときは、学校教育施行規則第２６条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3　いじめが起きた集団への対応

（1）いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
（2）学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
（3）教職員全体で、全ての児童が集団の一員として互いを尊重し、認め合う、人間関係を構築できるような集団づくりを支援する。

4　警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、北上市教育委員会及び北上警察署と連携して対処する。

5　ネットいじめへの対応

（1）インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、警察署等関係機関と連携して児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネットの適切な利用について保護者への啓発を行う。
（2）インターネットを通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、全教職員で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダ等に情報の削除を求める。
（3）児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
（4）インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得るようにする。

Ⅴ　重大事態への対応

1　重大事態とは

（1）いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
（2）いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2　重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに北上市教育委員会に報告する。

3　重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

（1）重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校のいじめ防止委員会が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
（2）調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を担保する。
（3）調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
（4）調査結果を学校の設置者に報告する。

（5）いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
※関係者の個人情報については十分に配慮する。
（6）いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
（7）いじめ防止委員会で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■北上市教育委員会が調査の主体となる場合
北上市教育委員会の指示のもと、全教職員で資料の提出等、調査に協力する。

Ⅵ　いじめの問題の解消

Ⅳ並びにⅤによる対応を行い、当該いじめの発生から３か月経過時点において、いじめに係る行為が止んでいる状態が継続していると共に、被害児童がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となったことを、当該いじめの当事者並びに保護者に対し確認を行う。

上記により、いじめの解消が確認できたときは、遅滞なく、「北上市いじめ報告」にその旨報告すると共に、当事者の保護者に対しても報告するものとする。

解消後も継続して、加害・被害児童双方の様子を注意深く見守ると共に、必要に応じてその後の様子について被害児童等への聞き取り等を行う（担任・養護教諭・スクールカウンセラー）。

Ⅶ　いじめ防止対策の見直し

１　校内での見直し

全教職員やスクールカウンセラー等教職員以外の意見、保護者・地域による学校評価の結果も取り入れて、いじめ防止委員会で見直しを行う。

２　保護者や地域による見直し

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価できるようにする。

・いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること
・いじめの早期発見及び早期対応にかかわる取り組みに関すること

Ⅷ　その他

１　校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

２　地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。